



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和 7 年 6 月 3 0 日（月）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当	担 当 者	電 話 番 号
生活衛生課	食品安全推進室長	政井	内線 3419
			直通 058-272-8280
			FAX 058-278-2627

「令和 6 年度岐阜県食品衛生監視指導計画」実施結果について

県では、食品衛生法第 24 条の規定により「岐阜県食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、その実施結果について公表を行っています。

このたび、本監視指導計画に基づいて昨年度に実施した食品関係施設等の監視指導、食品検査及び普及啓発等の結果を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

記

＜主な内容＞（概要は別添「概要版」のとおり）

1 監視指導結果

危害度レベル 1、2（高度な衛生管理が必要な施設）の食品営業施設（2,980 施設）に対し、計 2,625 回の監視指導を行い、目標値（1,804 回）を達成しました。（概要版表 1）

2 試験検査結果

県内で生産、加工又は流通する食品等 1,318 検体について、食品添加物及び残留農薬等の検査を実施しました。（概要版表 3）

3 結果に基づく措置

食品衛生法違反については、営業者等に対し行政処分を行いました。その内訳は、食中毒の原因となった飲食店等に対する営業禁止・業務禁止命令（12 件）でした。

なお、実施結果及びその概要版については、本日から岐阜県公式ホームページで公開するほか、県の保健所等において閲覧に供します。

岐阜県 監視指導計画 結果

検索



※食品衛生法第 24 条

都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画を定めなければならない。